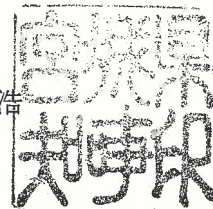


環 対 第 4 4 2 号
平成 2 9 年 3 月 1 日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 宮城加美風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
(通知)

平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 1 0 年通商産業省令第 5 4 号）」第 1 4 条第 3 項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 山田

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.jp

(仮称) 宮城加美風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域には、県立自然公園船形連峰、荒沢県自然環境保全地域及び加美町水資源保全地域が含まれており、周辺には薬菜山や荒沢の滝といった人と自然との触れ合いの活動の場及び集落等も存在するため、当該風力発電所の設置により、多くの環境要素への影響が考えられる。したがって、方法書の作成に当たっては、風車の配置のほか、送電線の設置やアクセス道路の拡幅等も含め環境影響に配慮すること。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、環境アセスメントの趣旨に基づき、最新の知見を用いることや専門家の意見を聴くなどし、適切に進めること。

(2) 事業実施想定区域の設定に当たり、当該区域の絞り込みの過程等を明確に方法書に記載すること。

(3) 事業実施想定区域近傍にダム等の他事業がある場合は、参照できる知見やデータを用いて、関連する環境要素に係る累積的影響についても調査、予測及び評価すること。また、他事業における評価方法・内容について齟齬がないように方法書以降の図書を作成すること。

(4) 事業実施想定区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 地形及び地質

事業実施想定区域には、重要な地形・地質が存在する可能性が高いため、地すべり地形分布図や自然環境保全調査報告書等により適切に地すべり地全体を把握した上で、事業を行ったときの影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成すること。

(2) 動物

コウモリ類には長距離の移動を行う種類もあることから、方法書以降の図書では、コウモリ類の移動経路や生息状況等について調査、予測及び評価すること。

(3) 植物

- イ 植物の重要な群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、直接改変を行わなくても近傍を改変することで生育環境に重大な影響を与える可能性があることから、群落の成立要件を含めて調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成すること。
- ロ 事業実施想定区域には、二次草原に区分される植生が含まれており、生物多様性の保全上重要な半自然草地が存在する可能性があることから、方法書以降の図書では、植生の現況を詳細に把握した上で、事業を行ったときの影響について調査、予測及び評価すること。

(4) 景観

薬菜山及びその周辺は、薬菜山等の景観資源を活用したリゾート地となっており、多くの観光客が訪れていることから以下の3項目について景観への影響に十分配慮すること。

- イ 主要な眺望点の他、薬菜山の風景が撮影されている地点も加えるなどして、予測し、重大な影響の有無について評価した上で方法書を作成すること。
- ロ 風車は視認性が非常に高く誘目性もあるため、調査、予測に当たっては、視角変化を踏まえた垂直視角の下限値の見直しなど適切な方法により方法書を作成すること。
- ハ 方法書以降の図書では、送電鉄塔の設置に伴う景観への影響についても評価すること。